

地方独立行政法人広島市立病院機構第2期中期計画変更の認可に係る意見について

1 中期計画変更の概要

- ・中期計画に定める「第11 料金に関する事項」について、令和2年4月1日から広島市民病院の駐車料金を改定する。
- ・その他所要の規定の整備を行う。

2 中期計画変更の認可申請の内容（法人からの認可申請「別紙」参照）

(1) 広島市民病院駐車料金の変更

広島市民病院の駐車料金について以下のとおりの改定を行う。

○広島市民病院の駐車料金の変更内容

区分	現行		変更後（令和2年4月1日から）	
	一般	障害者	一般	障害者
外来患者	60分無料 以降24時間まで 300円	無料	(現行通り)	
見舞いに 来た者	30分無料 以降 180円/30分	60分無料 以降 180円/30分	30分無料 以降 210円/30分	60分無料 以降 210円/30分
その他	180円/30分		210円/30分	

○広島市民病院の駐車料金を改定する理由

- ・現在、広島市民病院の駐車料金は、同病院に隣接している広島市中央駐車場（以下「中央駐車場」という。）の駐車料金と同額であるが、令和2年4月から、中央駐車場が駐車料金を30分当たり210円に値上げすることとなっている。
- ・広島市民病院の駐車料金を現状のままとすると、中央駐車場と比較して安価となる病院駐車場に一般利用者が流入し、病院利用者の利便性を損なうこと等が予想されるため、令和2年4月から病院駐車場の駐車料金を中央駐車場と同額の30分当たり210円に改定する。

(2) その他規定の整備

元号を改める政令の施行に伴い、「平成」を「令和」に改める。

(3) 施行日

令和2年4月1日から施行する。

3 評価委員会の意見案

地方独立行政法人法第26条第1項に規定する中期計画の変更に係る認可については、適当である。